

第 63 回目の GIS News! です



赤川花火大会

梅雨が明けたのかわからないうちにお盆が過ぎてしまいました。夜空を焦がす豪快で美しい大輪の花火に向かい、思わず手を合わせている自分がいました。皆さんはどんな夏休みを過ごされましたか？我が家では、小学校の夏休みも僅かとなった今「宿題おわたんだが～！」の声に子供たちは必死で残りの宿題をしています。

電子自治体での GIS の役割

2001 年「e - Japan 戦略」が決定され、そのなかに「電子自治体」というのが重点政策としてあげられています。

「電子自治体」とは、行政内部や行政と国民・事業者との間で書類ベース、対面ベースで行われている業務をオンライン化し、情報ネットワークを通じて省庁横断的、国・地方一体的に情報を瞬時に共有・活用する新たな行政を実現するものであるとされています。これにより誰もが、国、地方公共団体が提供するすべてのサービスを時間的・地理的な制約なく活用することを可能とし、快適・便利な国民生活や産業活動の活性化を実現することになり、即ち、自宅や職場からインターネットを経由し、実質的にすべての行政手続の受付が 24 時間可能となり、国民や企業の利便性が飛躍的に向上することになります。

さて、この戦略のなかに「GIS」があります。これは、行政手続には図面等を添付しなければならないものが多くありますが、これらの電子申請にともない地図情報との連携を図るサービスを提供することです。自治体の持つ地図情報をインターネットを介して情報共有し、電子申請や民間企業の業務に活用することを目的としています。また、電子自治体の行政文書のペーパーレス化と合わせて図面のペーパーレス化を目指すともされています。これは、今後すべての自治体で行なわれます「電子納品」にあわせ既存の図面情報を電子化しネットワークを通じて各部署間または国・県・市町村での情報共有と情報活用を目指したものとなっています。

「e - Japan 戦略」により着々と電子政府が築きあげられています。あまりにも急速な IT 技術の向上により、地方自治体においては地域による格差があるのが現状で、難しい問題が多いような気がします。

次回の GIS News!

次回は 2003 年 9 月 8 日発行予定です。よろしくおつき合い下さい！

Geographic Information System

記事：協同組合山形県地理情報センター 三浦 貞美 発行日：2003 年 8 月 18 日